# 別記様式1

# 年度モニタリング(令和6年度)

施設名称	佐倉市老人憩の家千代田荘
施設概要	所在地:〒285-0836 千葉県佐倉市生谷1306番地施設構造:木造平屋 敷地面積:724.44㎡ 延床面積:225.24㎡ 建築年月:昭和55年3月 施設内容:集会室(舞台部分除き40畳)、和室(8畳×2室)、食堂・台所(18.5畳)、事務室等 附帯設備:駐車場
施設の設置目的	高齢者の健全なる心身の健康保持及び地域社会における社会福祉の 増進を図る。
指定管理者	千代田地区社会福祉協議会
指定期間	令和6年4月1日~令和9年3月31日
委託料	3, 666, 000円(令和6年度支払額1, 222, 000円)
市所管課	福祉部高齢者福祉課
第三者	

# ①業務点検

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業	I 業務に関する基準				
1 基	本事項				
開	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。				
所 (館	指定管理者	佐倉市	特記事項		
邸 ) 時	Α	Α			
間	記載箇所	業務基準書	P.5 II −1−(3)		
	管理範囲が原	世 管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。			
管理範囲	指定管理者	佐倉市	特記事項		
範 囲	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.5 II −1−(2)		
	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。				
利用制限	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	A	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.5 II -1-(4)		
	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。				

適正利用	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	P.6 II -1-(6)	
	利用料金の流	減免の基準、	範囲・件数は適正か。	
利用	指定管理者	佐倉市	特記事項	
料 金	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	P.6 II -1-(6)	
	関連規程を理	里解し、法令選	<b>遵守が確保されているか。</b>	
法令遵守	指定管理者	佐倉市	特記事項	
遵 守	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	P.7 II −1−(7)	
2 維	維持管理業務に関する基準			
	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。			
清	指定管理者	佐倉市	特記事項	
掃	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	P.8~9 II-2-(1)~(7)	
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。			
清	指定管理者	佐倉市	特記事項	
掃	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	P.8 II-2-(1)	
	定期清掃は	規定の回数・	基準を達成しているか。	
     清	指定管理者	佐倉市	特記事項	

ı

掃	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.8 II-2-(1)
	適正な方法(	分別等)と頻	度により廃棄されているか。
廃 棄 物	指定管理者	佐倉市	特記事項
初   処   理	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.8 II -2-(2)
	廃棄物の減	量に務めてい	るか。
廃 棄 物	指定管理者	佐倉市	特記事項
処理	А	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.8 II -2-(2)
	必要な検査等	等は規定の回	数・基準を達成しているか。
環境衛生	指定管理者	佐倉市	特記事項
自 算 生 日	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.8 II-2-(3) ※該当は千代田荘のみ
	快適に利用で	できる環境とな	らっているか。
環境衛生	指定管理者	佐倉市	特記事項
自 算 生 E	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.8~9 II-2-(1)~(7)
分	公共料金は済	帯りなく支払ネ	っれているか。
+ + 料	指定管理者	佐倉市	特記事項
公共料金支払	Α	Α	
JA	記載箇所	業務基準書	P.8 II -2-(4)

景観維持	屋外の景観が	が維持されて	いるか。			
	指定管理者	佐倉市	特記事項			
	S	S	施設前庭や裏の駐車場の除草、花植えを定期的に行い、施設の 美化に努めています。			
	記載箇所	業務基準書	P.9 II-2-(5)			
	備品管理台向	<b>備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。</b>				
備品	指定管理者	佐倉市	特記事項			
管理	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	P.9 II-2-(6)			
	利用に支障を	をきたす状態の	のまま放置されていないか。			
備品管理	指定管理者	佐倉市	特記事項			
管理	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	P.9 II-2-(6)			
	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。					
修	指定管理者	佐倉市	特記事項			
繕	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	P.9 II-2-(7)			
	利用に支障を	をきたす状態の	のまま放置されていないか。			
修繕	指定管理者	佐倉市	特記事項			
	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	P.9 II-2-(7)			
	消耗品の補	充・管理は適	正に行われているか。			
修	指定管理者	佐倉市	特記事項			

繕	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.9 II-2-(7)
	入退者管理、	施錠管理、透	巡視等は適切に行われているか。
警備	指定管理者	佐倉市	特記事項
備	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.10 II-2-(8)
	夜間•休所日	警備に支障	<b>まないか。</b>
警備	指定管理者	佐倉市	特記事項
備 	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.10 II-2-(8)
	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
保守点検	指定管理者	佐倉市	特記事項
点   検 	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.10 $\mathbb{I} - 2 - (9) \sim (10)$
	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
保守点検	指定管理者	佐倉市	特記事項
│ 点 │ 検	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.10 II-2-(9)~(10)
	施設内·施設	外に危険箇所	所はないか。
安全点検	指定管理者	佐倉市	特記事項
点   検 	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.10 $\mathbb{I} - 2 - (9) \sim (11)$

	避難経路や	消防設備の付	近に障害物はないか。		
安全	指定管理者	佐倉市	特記事項		
安全点検	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.10 II-2-(9)~(11)		
	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。				
駐車場	指定管理者	佐倉市	特記事項		
場	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.10 II-2-(11)		
	事故•盗難等	の発生につい	いて市への報告を怠っていないか。		
駐車	指定管理者	佐倉市	特記事項		
車場	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.10 <b>I</b> −2−(11)		
3 施	施設運営業務に関する基準				
	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。				
利用手続	指定管理者	佐倉市	特記事項		
手   続	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.11 $II - 3 - (1)$ , (2)		
利	出納簿等は	整備されてい	るか。		
用料金	指定管理者	佐倉市	特記事項		
金 徴 収	Α	Α			
4X	記載箇所	業務基準書	P.11 II-3-(2)		
和	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。				

l 加	指定管理者	佐倉市	特記事項	
料金徴収	Α	A		
	記載箇所	美務基準 <b>書</b>	P.11 II -3-(2)	
利	利用料金の額	額、支払方法	、減免基準等について、周知は十分か。	
用料	指定管理者	佐倉市	特記事項	
金徴収	Α	Α		
НХ	記載箇所	業務基準書	P.11 II-3-(2)	
物	物品販売、客 なっていない		は告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げと	
品販	指定管理者	佐倉市	特記事項	
販売等許	Α	Α		
可	記載箇所	業務基準書	P.12 II-3-(3)	
	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。			
記録業	指定管理者	佐倉市	特記事項	
業務	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	P.12 II-3-(4)	
	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。			
広 報	指定管理者	佐倉市	特記事項	
上 広報 活動	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	P.12 II -3-(5)	
	各種広報活動	動により利用	者への周知が図られているか。	
広報	指定管理者	佐倉市	特記事項	
広報活動	Α	Α		

	記載箇所	業務基準書	P.12 $II - 3 - (5)$		
	パンフレット・	チラシ等の在	E庫切れはないか。		
広報	指定管理者	佐倉市	特記事項		
区報 話動	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.12 II-3-(5)		
	Webサイトは	利用しやすく、	、適宜更新されているか。		
広報	指定管理者	佐倉市	特記事項		
報活動	Α	А			
	記載箇所	業務基準書	P.12 II -3-(5)		
	意見∙要望∙	苦情等の受付	手段及び機会は適切か。		
意見等受付	指定管理者	佐倉市	特記事項		
· 受 付	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.13 I -3-(6)		
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。				
意見等受付	指定管理者	佐倉市	特記事項		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Α	А			
	記載箇所	業務基準書	P.13 <b>I</b> −3−(6)		
	相談内容及	び個人情報の	保護は徹底されているか。		
相談	指定管理者	佐倉市	特記事項		
相談業務	_	_			
	記載箇所				
	相談事業の利用方法について周知は十分か。				

相談業務	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	ı	ı			
	記載箇所				
	事前に計画語るか。	書を文書で市	に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行ってい		
企画	指定管理者	佐倉市	特記事項		
画事業	-	-			
	記載箇所				
	企画事業の	内容、実施回	数、参加費の額は適切か。		
企画事業	指定管理者	佐倉市	特記事項		
事業	-	-			
	記載箇所				
	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。				
留意事項	指定管理者	佐倉市	特記事項		
事項	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.13 I −3−(7)		
	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。				
留意事項	指定管理者	佐倉市	特記事項		
事項	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.13 I −3−(7)		
4 経	4 経理事項に関する基準				
区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。					
区分	指定管理者	佐倉市	特記事項		

	-	-		
会計	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	P.13 II −4−(2)	
	帳簿書類等	よ適切に保存	されているか。	
帳簿	指定管理者	佐倉市	特記事項	
帳   簿   理	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	P.14 II-4-(3)	
5 独	自事業に関す	る基準		
	独自事業の	実施にあたり	、事前に計画書を提出しているか。	
事 業 計	指定管理者	佐倉市	特記事項	
計画	_	ı		
	記載箇所	業務基準書	P.14 Ⅱ -5	
6 目	的外業務に関	関する基準		
行政	目的外業務	(公衆電話設	置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。	
財産	指定管理者	佐倉市	特記事項	
使用数	Α	Α		
許可	記載箇所	業務基準書	P.14 II-6	
行政	目的外業務の	の実施による	利用者への妨げはないか。	
政財産使用許可	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	P.14 I -6	
Ι 運	Ⅲ 運営体制・組織に関する基準			
1 基	1 基本事項			

	業務従事者の	の労務に関し	法令が遵守され、責任ある体制となっているか。
労務	指定管理者	佐倉市	特記事項
労 務 責 任	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.15 Ⅲ—1—(1)
	業務従事者	から労務に関	する苦情等は出ていないか。
労務責任	指定管理者	佐倉市	特記事項
責任	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.15 Ⅲ—1—(1)
	労働時間の	管理は適切に	なされているか。
労務責任	指定管理者	佐倉市	特記事項
責任	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.15 Ⅲ-1-(1)
	必要資格及7	び免許等が取	得されているか。
資 格 •	指定管理者	佐倉市	特記事項
免 产 产	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.15 Ⅲ-1-(2)
	必要な許認す	可及び届出等	が行われているか。
許認可等	指定管理者	佐倉市	特記事項
等	Α	Α	
	記載箇所	業務基準書	P.15 Ⅲ-1-(3)
2 実	施体制に関す	る基準	
	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		

人員配置	指定管理者	佐倉市	特記事項			
配置	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	P.15 Ⅲ-2-(1)、(2)			
	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。					
研修	指定管理者	佐倉市	特記事項			
修等	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	P.16 Ⅲ-2-(3)			
	指定管理者の	の団体本部と	の連絡体制は整備されているか。			
連絡体	指定管理者	佐倉市	特記事項			
体制	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	P.16 Ⅲ-2-(4)			
	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。					
接	指定管理者	佐倉市	特記事項			
遇	Α	Α				
	=7 +4 // =1					
	記載箇所	業務基準書	P.16 $III - 2 - (6)$			
			P.16 Ⅲ-2-(6) が徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。			
接		 7)のあいさつ 				
 接 遇	職員(スタップ	 7)のあいさつ 	が徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。			
接 遇	職員(スタップ)	7)のあいさつ 佐倉市 A	が徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。			
遇	職員(スタップ 指定管理者	7)のあいさつ 佐倉市 A 業務基準書	が徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。 特記事項 P.16 Ⅲ-2-(6)			
遇	職員(スタップ 指定管理者 A 記載箇所 部業務委託(	7)のあいさつ 佐倉市 A 業務基準書 再委託)に関	が徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。 特記事項 P.16 Ⅲ-2-(6)			

範囲	_	-			
	記載箇所	業務基準書	P.16 Ⅲ-3-(1)~(3)		
	再委託の計	画及び契約書	等について市へ提出しているか。		
報	指定管理者	佐倉市	特記事項		
告	_	-			
	記載箇所	業務基準書	P.16 Ⅲ-3-(1)~(3)		
	再委託業務(	の履行確認は	適切に行われているか。		
履行	指定管理者	佐倉市	特記事項		
確 認	-	1			
	記載箇所	業務基準書	P.16 Ⅲ-3-(1)~(3)		
4 運	営協力体制に	関する基準			
	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。				
協力					
力	指定管理者	佐倉市	特記事項		
協力体制	指定管理者 A	佐倉市 A	特記事項		
力体	A	A	特記事項 P.17 Ⅲ-4		
力 体制	A	A 業務基準書	P.17 Ⅲ—4		
力 体制	A 記載箇所 全管理·危機	A 業務基準書 管理に関する	P.17 Ⅲ—4		
力体制 5 安	A 記載箇所 全管理·危機	A 業務基準書 管理に関する 必視等は適切	P.17 Ⅲ-4 基準		
力 体制	A 記載箇所 全管理·危機 保守点検、必	A 業務基準書 管理に関する 必視等は適切	P.17 Ⅲ − 4 b基準 に行われているか。		
力体制 5 安	A 記載箇所 全管理·危機 保守点検、必 指定管理者	A 業務基準書 管理に関する 必視等は適切 佐倉市 A	P.17 Ⅲ − 4 b基準 に行われているか。		
力体制 5 安	A 記載箇所 全管理·危機 保守点検、必 指定管理者 A 記載箇所	A 業務基準書 管理に関する 必視等は適切 佐倉市 A 業務基準書	P.17 Ⅲ-4 D基準 IC行われているか。 特記事項		

整 備	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	P.17 Ⅲ—5—(2)			
	非常時の連続	非常時の連絡体制は確立されているか。				
   体制   整備	指定管理者	佐倉市	特記事項			
整備	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	P.17 Ⅲ-5-(2)			
事	事故·災害等	発生時は市	へ直ちに報告され、適切に対処したか。			
事故災害対応	指定管理者	佐倉市	特記事項			
当対応	Α	Α				
<i>,,</i> ,,,	記載箇所	業務基準書	P.17 Ⅲ-5-(2)			
	第三者への	第三者への損害賠償は適切に行われているか。				
損害賠償	指定管理者	佐倉市	特記事項			
賠償	_	_				
	記載箇所	業務基準書	P.17 Ⅲ-5-(4)			
	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。					
保 険	指定管理者	佐倉市	特記事項			
加入	_	_				
	記載箇所	業務基準書	P.18 Ⅲ-5-(5)			
6 個	人情報保護•	情報公開・情	報管理に関する基準			
	業務上知り得	导た秘密を他.	人に漏らしていないか。			
守秘	指定管理者	佐倉市	特記事項			
義務	Α	Α				

	記載箇所	業務基準書	P.19 Ⅲ-6-(1)		
個	個人情報保護	護条例に基づ	き、適切に処理されているか。		
個   人   情	指定管理者	佐倉市	特記事項		
人情報保護	Α	Α			
<b></b>	記載箇所	業務基準書	P.19 Ⅲ-6-(2)		
	情報公開条何	例に基づき、通	適切に処理されているか。		
情 報	指定管理者	佐倉市	特記事項		
公 開	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.19 Ⅲ-6-(3)		
	総合的かつ	漬極的な情報	公開の推進が図られているか。		
情 報	指定管理者	佐倉市	特記事項		
公 開	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.19 Ⅲ-6-(3)		
	情報管理計員	画及び情報管	理マニュアル等は整備されているか。		
情報管理	指定管理者	佐倉市	特記事項		
管 理	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.20 Ⅲ-6-(4)		
	情報セキュリ	ライ(コンピュ	ータウィルス対策等)は万全か。		
情報管理	指定管理者	佐倉市	特記事項		
管 理	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	P.20 Ⅲ-6-(4)		
7 事	事業計画及び事業報告に関する基準				

	事業計画及	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。				
資料提	指定管理者	佐倉市	特記事項			
提出	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	P.20 Ⅲ-7-(1)(2)			
	事業計画及	び事業報告の	内容に虚偽及び重大な誤りはないか。			
資 料 提	指定管理者	佐倉市	特記事項			
提出	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	P.20 Ⅲ-7-(1)、(2)			
8 連	連絡調整に関する基準					
	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。					
連絡	指定管理者	佐倉市	特記事項			
会議	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	P.23 Ⅲ—10			

指定管理者	協定書及び業務基準書に基づき、本施設の運営、維持管理、経理、個人情報保護法当の業務について適正に処理ができました。昨年同様に施設前庭の花植えや、雑草除去のための10数名からなるチームが善意で、毎月1回の定例の美化活動を行いました。今後もさらなる利用者の利便性、安全性、快適性に配慮し、高齢者福祉、地域福祉及び地域文化の拠点施設として管理運営に務めて参ります。
佐倉市	協定書及び業務基準書等に基づき、本施設の管理運営に関する業務基準や、組織・運営体制基準に沿って、適正に実施していただいているものと認識しています。引き続き、基準に沿って、適正な管理運営に努めていただければと思います。

# ②利用状況等分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	3,225	3,500	3,087	95.7%	88.2%
実利用者数(人)	_		_	_	_
稼働率(%)	65		65	-	-
利用料金収入(円)	146,310	150,000	163,070	111.5%	108.7%
減免件数(件)	53	50	43	81.1%	86.0%

指定管理者	新型コロナウィルス感染症流行時よりの高齢者の活動の中断や中止を受けての利用減少の影響は、なかなか改善されません。皆さんの健康面も考慮し、今後とも利用団体の皆様に安心してご利用いただけるよう、努力して参りたいと考えます。
佐倉市	地元の団体やすでに利用されている方に対して、継続的にご利用いただけるよう、適正な維持管理や啓発活動がなされているものと思われます。このほか、すでに利用されている方だけでなく、新規の利用者の増加に向けた施設の周知や啓発にも、さらに取り組んでいただければと思います。

# ③経営分析

	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	1,143,704	1,387,000	1,400,340	122.4%	101.0%
支出(円)	1,143,704	1,387,000	1,400,340	122.4%	101.0%
収支(円) 〈収入-支出〉	0	0	0	-	-
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	13	11	12	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	33	29	29	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	-	I	-	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	355	396	454	127.9%	114.6%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	305	349	396	129.8%	113.5%

指定管理者	収入は前年度を上回る結果となりました。新型コロナウィルス感染症の流行の影響が続きましたが、少しずつ利用団体が戻りつつあります。新規に楽器練習利用も増加しました。たくさんの方々に利用していただけるよう、PRしつつ、適性な管理運営を図って参りたいと考えます。
佐倉市	利用料金収入は前年度より増加しましたが、光熱水費など物価高騰の 影響により、今後は支出がさらに増加することも予想されます。施設の適 正な管理運営とともに、利用者の増加に向けた施設の周知や啓発にも、さ らに取り組んでいただければと思います。

# ④業務実施状況確認

## 【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
自主事業の実施 千代田荘としての自主事業ではありませんが、本荘において当指定管理者である千代田地区社協の行う各事業の開催を支援することで、本荘の利用促進につなげます。	当地区社協では7つの事業部を置き、その事業部毎が活発な事業展開を行っております。 本荘内にて、「高齢者いきいき健康サロン」「福祉研修会」「子育てサロン」等大きな集客事業を行っており、これが本荘の利用者増につながっております。当地区社協の事業の拡大、充実を支援していきたいと思います。
広報紙、ホームページ、フェイスブックや当地区社協の広報紙"社協ちよだ"(年3回、各4,100部発行)、本荘内の掲示板や自治会でのチラシの回覧、掲示板等を用いた本荘利用促進のためのPRに努めます。また、ホームページ、フェイスブックでは、本荘の月間予約状況、当地区社協の活動状況を公開すること等により利用拡大の一助とします。	今年度も広報紙及びホームページ(スマートフォン等による閲覧も可能)、フェイスブックにて、毎月の利用予約状況をお知らせして参りました。利用者の利便性の向上の要望に応えることにより、利用者数の増加に結びつけていきたいと考えております。
千代田荘の利用促進のための目標設定 利用件数 350件 利用者数 3,500人を目標とする	利用件数は目標を上回りました。新型コロナウィルス感染症の影響はなかなか元に戻ることはなく、利用者数は大きく増えることはありませんでした。さらなる運営努力を傾注し、数字・実績の回復に努めて参りたいと考えます。 利用件数369件 利用者数3,087人

### 【中•長期計画】

T EMPH D	
事業計画・目標	実施状況•効果
前庭や駐車場について、より美観や使いやすさに配慮して整備し、一層の快適性を利用者に提供したいと考えています。	前庭の花植えによる美化については、すでに「花の輪プロジェクト」という地域の有志の専門チームが設置され、毎月の花の手入れ等の作業を欠かさずに行っており、利用者から好評をいただいております。 また、建物脇の駐車場や後背地にあたる草地状の旧ゲートボール場についても、貴市の更なるご協力による砂利敷きや、先述のプロジェクトによる草刈りを適宜に行う等により、その美化や使いやすさの向上に努めて参ります。

指定管理者	施設の環境整備、広報活動にも努力して参りました。今後も引き続き、高齢者の皆様、地域の皆様の心身の健康向上のために、当施設を快くご利用いただけるように、さらなる努力をさせていただきたいと考えます。
佐倉市	協定書や業務基準書などに基づく業務のほか、年次の事業計画や目標に沿って適正に管理運営いただいているものと認識しています。

# ⑤利用者満足度調査報告

	_	
実施方法等		
回答数等		
実施結果		
	_	
	回答者の意見等	対応策等
_意見記述欄		
<u> </u>		
指定管理者	令和6年度は実施しませんでし	ンt=。
佐倉市	本年度については、調査実施	の検討を依頼しています。

# ⑥総合評価

# 【令和6年度】 <u>意見記述欄</u>

指定管理者	新型コロナウィルス感染症の流行の影響による利用団体の減収は、完全には元には戻りません。しかしながら、広報誌、ホームページ、フェイスブック、事業チラシ等、PR活動にも努力し、新しい利用団体も得られてきています。今後とも引き続き努力を重ね、安全面に配慮しながら、快適に利用していただけるよう配慮して参りたいと考えます。
佐倉市	地域活動の推進に寄与する施設の管理者として、また、公の施設の指定管理者として、市の施設の設置管理条例や管理に関する協定に基づき、適正に管理運営していただいています。

# 【指定期間全体】 意見記述欄

指定管理者	広報誌、ホームページ、フェイスブック、事業チラシ等、PR活動にも努力し、新しい利用団体も得られてきています。今後とも引き続き努力を重ね、安全面に配慮しながら、快適に利用していただけるよう配慮して参りたいと考えます。
佐倉市	地域活動の推進に寄与する施設の管理者として、また、公の施設の指定管理者として、市の施設の設置管理条例や管理に関する協定に基づき、適正に管理運営していただいています。 今後は、市の公共施設再配置方針や施設の老朽化を踏まえ、地元の関係団体などとともに、今後の施設のあり方を検討していければと思います。

# 指定期間中間モニタリング(令和6年度)

施設名称	佐倉市老人憩の家千代田荘
施設概要	所在地:〒285-0836 千葉県佐倉市生谷1306番地施設構造:木造平屋 敷地面積:724.44㎡ 延床面積:225.24㎡ 建築年月:昭和55年3月 施設内容:集会室(舞台部分除き40畳)、和室(8畳×2室)、食堂・台所(18.5畳)、事務室等 附帯設備:駐車場
施設の設置目的	高齢者の健全なる心身の健康保持及び地域社会における社会福祉の増進を
指定管理者	千代田地区社会福祉協議会
指定期間	令和6年4月1日~令和9年3月31日
委託料	3, 666, 000円(令和6年度支払額1, 222, 000円)
市所管課	福祉部高齢者福祉課
評価対象期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日

評価	説明	
S(優良)	要求される水準を上回り、特に良い成果が認められる。	
A (適格)	要求される水準を満たしている。	
B(概ね適格)	要求される水準を満たしているが、一部問題点が認められる。	
C (不適格)	要求される水準を下回り、問題点が認められる。	
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。	

# 1 項目別評価 (1)公の施設の平等利用等に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
		市	指定管理者
基本事項	関係法令等を理解し、遵守したか。	Α	Α
	必要な資格免許が取得されていたか。	Α	Α

平等利用	全体の事業内容に偏りはなかったか。	Α	Α
	特定の個人や団体が優遇されることはなかったか。	Α	Α
公共性	公の施設を運営するにふさわしい理念により運営し ていたか。	Α	Α
	現状分析・課題認識は適切であったか。	Α	Α
	公の施設の設置目的や市の施策を理解した事業内容であったか。	Α	Α
	管理運営における環境への配慮は十分であったか。	Α	Α
	利用者の要望や意見を把握し、的確に対応したか。	Α	Α

#### 具体的な取り組みの状況、実績

- 1. 協定書及び業務基準書に基づき、本施設の運営・維持管理・経理・個人情報保護法等の業務について、適正な処理に務めました。
- 2. 千代田地区における貴重な公共施設として、利用者の利便性・安全性・快適性に工夫・配慮し、高齢者福祉、地域福祉及び地域文化の拠点施設としての管理運営に務めました。

#### 評価の理由及び今後の課題(指定管理者)

本施設の前庭の花植えや、雑草駆除のための善意のチームが、随時美化活動を行っています。利用者の皆様が快適に利用していただけるよう、改善を図って参ります。

### 評価の理由及び今後の課題(市)

市の施設の設置管理条例、管理に関する協定に基づき、適正に管理運営していただき、公共性や平等性においても適切に運営されているものと思われます。

#### (2)公の施設の効用発揮、経費縮減に関する取り組み

		評価	
項目	評価視点	市	指定管理者
	施設の特色を活かし、施設の価値を高めることができたか。	Α	Α
効用発揮	サービスの質の向上のための取り組みは効果的であったか。	Α	Α
	利用拡大の方策は効果的であったか。	Α	Α
	施設の情報発信は工夫されていたか。	Α	Α

	収支計画にのっとり、安定して経営できたか。	Α	Α
経費縮減	運営の効率化が効果的になされたか。	Α	Α
	予定外の収入減・経費増への対応は的確であったか。	Α	Α

#### 具体的な取り組みの状況、実績

#### 〇利用料収入前年比111.5%

千代田地区社協広報紙に利用の様子を掲載し、利用提案、促進を図って参りました。畳敷きの大広間にて、住民の方の健康増進のための体操教室の利用が主でしたが、今年度からは音楽・楽器練習のご利用も増加しました。更なる利用増を図って参りたいと考えます。

〇令和6年度は経費削減をし、委託料余剰分を市に返還いたしました。

#### 評価の理由及び今後の課題(指定管理者)

広報紙、ホームページ、フェイスブック、事業チラシ等PR活動に努力し、新しい利用団体も得られてきています。今後とも引き続き努力を重ね、安全面に考慮しながら、快適に利用していただけるように配慮して参りたいと考えます。

#### 評価の理由及び今後の課題(市)

利用者への継続的な利用に向けた啓発や、管理者による経費削減への取り組みがなされているものと思われます。今後は、すでに利用されている方だけでなく、新規の利用者の増加に向けた施設の周知や啓発にも、さらに取り組んでいただければと思います。

(3)公の施設の管理運営の安定性に関する取り組み

項目	評価視点	評価	
<b>以</b> 日	計逥优点	市	指定管理者
物的能力	団体の経営が安定していて、施設管理を継続的・安定的に行うことができたか。	Α	Α
	施設の維持管理、備品の管理は適切に行われたか。	Α	Α
	安全管理・危機管理への取り組みは適当であったか。	Α	Α
	個人情報の保護、情報公開に対し十分配慮し、必要な措置を講じたか。	Α	Α
	第三者への委託や運営協力体制は適当であったか。	Α	Α
	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当であったか。	Α	Α
人的铅力	適切な人員配置・勤務体制がとられていたか。	Α	Α

#### ヘロッドにノノ

人件費や労働条件の設定において、職員への配慮 はなされていたか。	Α	Α
職員の教育研修体制は適当であったか。	Α	Α

#### 具体的な取り組みの状況、実績

- 〇消防点検を9月と3月に行いました。・消火訓練を行いました。・大広間・和室の鍵の修理を実施。
- 〇予算の範囲内にて、可能な施設維持管理に努力して参りました。駐車場の簡易的な路面補修 も随時行いました。

#### |評価の理由及び今後の課題(指定管理者)

経営は比較的安定的に処理できました。本施設の車両による出入りについての不便・危険性が 伴うため、引続き注意していきたいと思います。

#### 評価の理由及び今後の課題(市)

施設内の設備や備品等も適正に管理していただいているほか、施設管理における人員の配置 や体制も適切に実施されていると思われます。

#### (4)公の施設の設置目的の達成に関する取り組み

TÃ FI	項目    評価視点	評価	
<b>供口</b>		市	指定管理者
	利用者数の向上が期待できる方策を積極的に実施する意欲があったか。	Α	Α

#### 具体的な取り組みの状況、実績

- ○独自事業という位置づけではありませんが、当指定管理者の本施設内で行う次の事業を支援することにより、利用者増につなげております。
- ・ふれあい交流会 ・いきいき健康サロン(高齢者の方のための食事提供サロン、送迎付き) 〇千代田地区社協広報紙、及びホームページ(スマートフォン等による閲覧も可能)、フェイスブックにて、毎月の利用予約状況をお知らせ、またご利用の様子を掲載し、ご利用の提案、促進を図って参りました。

#### 評価の理由及び今後の課題(指定管理者)

新型コロナウィルス感染症流行による影響は長く続きました。上記の事業支援はまだまだ順調とは参りませんでした。しかしながら、徐々に人の流れが出てきております。本施設の持つ強み①自然環境に優れる。②大きな音声にも対応可能。③広い駐車場などのPRに努め、今一度今後の運営管理について、考慮するなど、新たな視点から、施設の経営について考えて参ります。

#### 評価の理由及び今後の課題(市)

地元の団体やすでに利用されている方に対して、継続的にご利用いただけるよう、適正な維持管理や啓発活動がなされているものと思われます。このほか、すでに利用されている方だけでなく、新規の利用者の増加に向けた施設の周知や啓発にも、さらに取り組んでいただければと思います。

#### (5)その他の取り組み

項目	評価視点	評価	
<b>以</b> 日	計画代点	市	指定管理者
	障害者、高齢者の雇用や男女平等参画に対する配 慮がなされたか。	Α	Α
	市民との協働による管理運営が行われたか。	Α	Α
その他	地域の活性化につながる取り組みがなされたか。	Α	Α
	地域雇用が行われたか。	-	-
	収益(剰余金)が有益に利用されたか。	-	-

#### 具体的な取り組みの状況、実績

地域の住民との連絡会議を側面から支援しました。

#### 評価の理由及び今後の課題(指定管理者)

今後の運営を考慮したうえで、より利用者増を図るため、駐車場の舗装等の冠水対策は必要と考えます。可能な限りの策を図りたいと考えます。

### 評価の理由及び今後の課題(市)

地域のみなさんの活動を支える施設として、管理運営が適正になされ、地元に必要な施設として利活用されているものと思われます。

#### 2 総合評価及び今後の課題

	7.皮切除医
指定管理者	・これまでに、ここ千代田地区における貴重な公共集客施設として、協定書及び業務基準書に基づき適正に管理して参りました。 ・コロナウィルス感染症流行にともなう利用減少もやっと元に戻りつつあると考えます。本施設利用のための変わらぬサービス向上を図り、運営努力を傾注して参りたいと考えます。
市	地域活動の推進に寄与する施設の管理者として、また、公の施設の指定管理者として、市の施設の設置管理条例や管理に関する協定に基づき、適正に管理運営していただいています。今後は、市の公共施設再配置方針や施設の老朽化を踏まえ、地元の関係団体などとともに、今後の施設のあり方を検討していければと思います。

## 指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度:令和6年度

施設名 : 佐倉市老人憩の家千代田荘

チェック項目		チェック結果		
1 就	<b>t業規則</b> (労働基準法(以下法)89·90·106条、労働基準法施行規則	(以下敖	規則)6条)	
	   常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労		業規則を作成し、届け出ている。	
(1)	   働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、		業規則を作成しているが、届け出ていない。	
( . ,	変更した場合も同様か。	□ 就訓	業規則を作成していない。	
		✓ 常	時使用する労働者が 10 人未満である。	
		□ 就訓	業規則を作成し、届け出ている。	
	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、	□ 就爹	業規則を作成しているが、届け出ていない。	
(2)	短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添	□ 就美	業規則を作成していない。	
(2)	付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様	□ 短問	時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件で	
	か。	ある。		
		✓ 常	時使用する労働者が 10 人未満である。	
2 党	<b>労働条件等の明示</b> (法15条)			
	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働			
	契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第 15 条]			
	□明示すべき労働条件の内容	■ 問	示している。	
(1)	一切が、アービグ 闘ス   マイラ   マ		示していない。	
	する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時	☐ <del>9</del> 17	1/0 C 0 1/4 0 1°	
	期に関する事項⑤退職に関する事項			
	短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、			
	③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係	□ 明紀	示している。	
(2)		□ 明記	示していない。	
	る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによ	✓ 短	時間労働者を雇用していない。	
2 33	る送信により当該短時間労働者に明示しているか。   <b>衛時間</b> (法32·34~36·39条等)			
3 %	<b>「側時间</b> (法32·34~30·39朱寺)			
		✓ 所	定労働時間は、法定労働時間内である。	
(1)	   所定労働時間は、週 40 時間以内、1日8時間以内としているか。	□ 変∄	形労働時間制を採用している。	
			定労働時間が法定労働時間を超えている。	
		口定的	めている。	
(2)	変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週 40		めていない。	
(2)	時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。		形労働時間制をとっていない。	
	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。	<b>4</b> ×	M P J D D D D D D C C C C C C C C C C C C C	
	①交替制勤務における引継ぎ時間			
(3)	②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間	✓ 算	定している。	
(0)	②米物報日首寺の下城時間 ③仕事の引日と、玄巌寺の時間   ④参加が義務付けられている行事や研修等	□ 算足	定していない。	
	⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間			
		<b>一</b>	エー加提している	
(4)	労働時間は、タイムカードや適止な目己甲告などに基づき、適止に把握  しているか。		正に把握している。  正に把握していない。	
	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法である。		法に取得させている。	
(5)				
	か。 		法に取得させていない。	
(6)	休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。	_	えている。 えていない。	
(7)	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準		使協定の範囲内で行わせている。 は対中の第四中で行わせていない。 ※まかれ	
	監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。 (2)の光はわっ(2)の光はわっ(2) わっ)は、原本光気(4)によっては関係光気の開発に		使協定の範囲内で行わせていない。 ※該当なし	
(8)	(7)の労使協定(36 協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に	_	準の範囲内で締結している。 ************************************	
	関する基準」の範囲内で締結しているか。		準の範囲内で締結していない。 ※該当なし	
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休	_	えている。	
	暇を与えているか。	□ <del>与</del> 7	えていない。	
4 賃	<b>行金</b> (法24·37·最低賃金法4条等)			
	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも	<b>→</b>	払っている。	
(1)	可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協		払っていない。	
	定に定めるものは控除可)を支払っているか。	<u> </u>		
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っている	✓ 支	払っている。	
(2)	か。	□ 支持	払っていない。	
(0)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせた	✓ 支	払っている。	
(3)	ときは、労働基準法上の割増賃金を支払っているか。	□ 支持	払っていない。	

	チェック項目				
<b>5 法定帳簿</b> (法107~109条等)					
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を 作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<ul><li>✓ 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。</li><li>□ 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。</li><li>□ 労働者名簿を作成していない。</li></ul>			
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	<ul><li>✓ 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。</li><li>□ 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。</li><li>□ 賃金台帳を作成していない。</li></ul>			
(3)	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働 関係に関する重要な書類は5年間保存しているか。	<ul><li>✓ 保存している。</li><li>□ 保存していない。</li></ul>			
6 労	6 労働安全衛生 (安全衛生法12·13·18·66条等)				
(1)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業 医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせてい るか。	<ul><li>□ 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。</li><li>□ 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を行わせていない。</li><li>☑ 常時使用する労働者が50人未満である。</li></ul>			
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、 月1回以上行っているか。	□ 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。 □ 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていない。 ■ 常時使用する労働者が50人未満である。			
(3)	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせているか。	□ 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。 □ 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせていない。 ☑ 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以上である。			
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っているか。	<ul><li>✓ 行っている。</li><li>□ 行っていない。</li></ul>			
(5)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断 を行っているか。	□ 行っている。 □ 行っていない。 ※該当なし			
(6)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存しているか。	□ 保存している。 □ 保存していない。 ※該当なし			
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	□ 聴いている。 □ 聴いていない。 ※該当なし			
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	□ 通知している。 □ 通知していない。 ※該当なし			
(9)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行ったときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。	<ul><li>□ 提出している。</li><li>□ 提出していない。</li><li>☑ 常時使用する労働者が50人未満である。</li></ul>			
7 法令等の周知 (法106条、労働安全衛生法101条等)					
(1)	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、 ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること ②書面を労働者に交付すること ③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること のいずれかにより、労働者に周知しているか。	▼ 周知している。 □ 周知していない。			
8 <b>雇用保険·社会保険</b> (雇用保険法4~6条、健康保険法3条等)					
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行って いるか。	□ 行っている。 □ 行っていない。※該当なし			
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行っているか。	□ 行っている。 □ 行っていない。 ※該当なし			